第4 租税特別措置法関係通達(連結納税編)関係

平成15年2月28日付課法2-5ほか1課共同「租税特別措置法関係通達(連結納税編)の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」 欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一目次

改 正 後 改 正 前

第1章 共通規定

第68条の3~第68条の3の2 《共通事項》関係

第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例

第68条の9 《試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除》関係 第68条の10~第68条の36 《共通事項》関係

- 第68条の10《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却 又は法人税額の特別控除》関係
- 第68条の11《中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
- 第68条の12《事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の 特別控除》関係
- 第68条の13《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係
- 第68条の14 《沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の 特別償却又は法人税額の特別控除》関係
- 第68条の15 《情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
- 第68条の16《特定設備等の特別償却》関係

第1款 共通事項

第1章 共通規定

第68条の3~第68条の3の2 《共通事項》関係

第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例

第68条の9 《試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除》関係 第68条の10~第68条の36 (共通事項) 関係

- 第68条の10《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却 又は法人税額の特別控除》関係
- 第68条の11《中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
- 第68条の12《事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の 特別控除》関係
- 第68条の13《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係
- 第68条の14 《沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合等の 特別償却又は法人税額の特別控除》関係
- 第68条の15《情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係
- 第68条の16《特定設備等の特別償却》関係

第1款 共通事項

改	正	後	改	正	前		
第2款 公害防止設備			第2款 公害防止設備				
第3款 海洋運輸業等			第3款 海洋運輸業等				
第4款 航空機			第4款 航空機				
第68条の17《関西文化学	析研究都市の文化学術研	T究地区における文化学術研	第68条の17《関西文化学術	析研究都市の文化学術	研究地区における文化学術		
究施設の特別の	賞却》関係		究施設の特別値	賞却》関係			
第68条の18《特定中核的日	民間施設等の特別償却》	関係	第68条の18《特定中核的目	民間施設等の特別償却	〕)関係		
第68条の19《地震防災対策	策用資産の特別償却》関	係	第68条の19《地震防災対策	策用資産の特別償却》	関係		
第68条の20《特定高度技術	析産業集積地域における	高度技術産業用設備の特別	第68条の20《特定高度技術	桁産業集積地域におけ	る高度技術産業用設備の特		
償却》関係			償却》関係				
第68条の20の 2 《開発研究	究用設備の特別償却》関	係	第68条の20の 2 《開発研究	究用設備の特別償却》	関係		
第68条の21《事業革新設位	帯の特別償却 》関係		第68条の21《事業革新設備	帯の特別償却 》関係			
			第68条の22《特定余暇利月	用施設の特別償却》関	係		
第68条の23《特定電気通位	言設備等の特別償却》関	係	第68条の23《特定電気通信	言設備等の特別償却》	関係		
第68条の24《商業施設等の	の特別償却》関係		第68条の24《商業施設等の	の特別償却》関係			
第68条の25 《製造過程管理	里高度化設備等の特別償	望却》関係	第68条の24の2 《製造過程管理高度化設備等の特別償却》関係				
第68条の26 《再商品化設作	帯等の特別償却 》関係		第68条の25 《再商品化設備	帯等の特別償却 》関係	4		
			第68条の26《特定集積地区	区における輸入関連事	業用資産の特別償却 》関係		
第68条の27《特定地域にる	おける工業用機械等の特	持別償却》関係	第68条の27《特定地域にあ	おける工業用機械等の)特別償却》関係		
第68条の29《医療用機器等	等の特別償却》関係		第68条の29《医療用機器等	等の特別償却》関係			
第68条の30《経営基盤強化	七計画を実施する特定 組	1合等の構成員等の機械等の	第68条の30《経営基盤強化	七計画を実施する特定	2組合等の構成員等の機械等		
割増償却》関係	系		割増償却》関係	系			
第1款 収入金額基準	及び資産価額基準		第1款 収入金額基準及	及び資産価額基準			
第2款 対象となる資産	産の範囲等		第2款 対象となる資産	産の範囲等			
第68条の31《障害者を雇用	用する場合の機械等の害	 増償却等 》関係	第68条の31《障害者を雇用	用する場合の機械等の	割増償却等》関係		
第68条の32《農業経営改善	善計画等を実施する法人	、の機械等の割増償却》関係	第68条の32《農業経営改善	善計画等を実施する法	人の機械等の割増償却》関		

第68条の33 (漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却) 関係

第68条の34 (優良賃貸住宅等の割増償却等) 関係

第68条の35 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係

第68条の36《倉庫用建物等の割増償却》関係

第68条の38 (植林費の損金算入の特例) 関係

第68条の39 (鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却) 関係

第68条の41《準備金方式による特別償却》関係

第3章 連結法人の準備金等

第68条の43~第68条の58 (共通事項) 関係

第68条の43 (海外投資等損失準備金) 関係

第68条の44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係

第68条の45《特定災害防止準備金》関係

第68条の47《特定都市鉄道整備準備金》関係

第68条の48 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係

第68条の49 (ガス熱量変更準備金) 関係

第68条の50 (電子計算機買戻損失準備金) 関係

第68条の52《日本国際博覧会出展準備金》関係

第68条の53 (使用済核燃料再処理準備金) 関係

第68条の54 (原子力発電施設解体準備金) 関係

第68条の55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係

第68条の56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係

第68条の57《関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金》関係

第68条の58 (特別修繕準備金) 関係

第68条の59《中小連結法人等の貸倒引当金の特例》関係

第68条の33 (漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却) 関係

第68条の34 (優良賃貸住宅等の割増償却等) 関係

第68条の35 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係

第68条の36《倉庫用建物等の割増償却》関係

第68条の38 (植林費の損金算入の特例) 関係

第68条の39 (鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却) 関係

第68条の41《準備金方式による特別償却》関係

第3章 連結法人の準備金等

第68条の43~第68条の58《共通事項》関係

第68条の43《海外投資等損失準備金》関係

第68条の44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係

第68条の45 (特定災害防止準備金) 関係

第68条の47《特定都市鉄道整備準備金》関係

第68条の48 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係

第68条の49 (ガス熱量変更準備金) 関係

第68条の50 (電子計算機買戻損失準備金) 関係

第68条の52《日本国際博覧会出展準備金》関係

第68条の53 (使用済核燃料再処理準備金) 関係

第68条の54 (原子力発電施設解体準備金) 関係

第68条の55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係

第68条の56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係

第68条の57《関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金》関係

第68条の58 (特別修繕準備金) 関係

第68条の59《中小連結法人等の貸倒引当金の特例》関係

第4章 削 除

第4章 削除

第1款 課税対象の範囲等

改 正 後 改 正 第5章 連結法人の鉱業所得の課税の特例 第5章 連結法人の鉱業所得の課税の特例 第68条の61 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係 第68条の61《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係 第6章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例 第6章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例 第68条の63 (沖縄の認定法人の連結所得の特別控除) 関係 第68条の63 (沖縄の認定法人の連結所得の特別控除) 関係 第7章 連結法人である農業生産法人の課税の特例 第7章 連結法人である農業生産法人の課税の特例 第68条の64 (農用地利用集積準備金) 関係 第68条の64 (農用地利用集積準備金) 関係 第68条の65 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係 第68条の65 (農用地等を取得した場合の課税の特例) 関係 第8章 連結法人の交際費等の課税の特例 第8章 連結法人の交際費等の課税の特例 第68条の66 《交際費等の損金不算入》関係 第68条の66 《交際費等の損金不算入》関係 第1款 交際費等の範囲 第1款 交際費等の範囲 第2款 損金不算入額の計算 第2款 損金不算入額の計算 第9章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率 第9章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率 第68条の68 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係 第68条の68 (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 関係 第1款 課税対象の範囲等 第1款 課税対象の範囲等 第2款 収益の額 第2款 収益の額 第3款 原価の額 第3款 原価の額 第4款 直接又は間接に要した経費の額等 第4款 直接又は間接に要した経費の額等 第5款 適用除外関係 第5款 適用除外関係 第6款 その他 第6款 その他 第68条の69《短期所有に係る十地の譲渡等がある場合の特別税率》関係 第68条の69《短期所有に係る十地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

第1款 課税対象の範囲等

第5款 その他

第2款 収益の額 第3款 原価の額 第4款 直接又は間接に要した経費の額等 第5款 適用除外関係 第6款 その他 第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例 第68条の70~第68条の85 (共通事項) 関係 第68条の70~第68条の73《収用等の場合の課税の特例》関係 第1款 収用等の範囲 第2款 補償金の範囲等 第3款 圧縮記帳等の計算 第4款 収用証明書等 第68条の73 (収用換地等の場合の連結所得の特別控除) 関係 第68条の74《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結 所得の特別控除》関係 第68条の75《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所 得の特別控除》関係 第68条の76《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の 特別控除》関係 第68条の77 (資産の譲渡に係る特別控除額の特例) 関係 第68条の78~第68条の80《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係 第1款 対象資産の範囲等 第2款 事業の用に供したことの意義等 第3款 圧縮限度額の計算等 第4款 特別勘定

第2款 収益の額 第3款 原価の額 第4款 直接又は間接に要した経費の額等 第5款 適用除外関係 第6款 その他 第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例 第68条の70~第68条の85 (共通事項) 関係 第68条の70~第68条の73《収用等の場合の課税の特例》関係 第1款 収用等の範囲 第2款 補償金の範囲等 第3款 圧縮記帳等の計算 第4款 収用証明書等 第68条の73《収用換地等の場合の連結所得の特別控除》関係 第68条の74《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結 所得の特別控除》関係 第68条の75《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所 得の特別控除》関係 第68条の76《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の 特別控除》関係 第68条の77《資産の譲渡に係る特別控除額の特例》関係 第68条の78~第68条の80《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係 第1款 対象資産の範囲等 第2款 事業の用に供したことの意義等 第3款 圧縮限度額の計算等 第4款 特別勘定 第5款 その他

改 正 後 改 正 第68条の82及び第68条の83《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある 第68条の82及び第68条の83《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある

十地等の造成のための交換等の場合等の課税の特 例) 関係

第68条の84及び第68条の85《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内に ある十地等の交換等の場合等の課税の特例》関係

第68条の85の2 《承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場 合の課税の特例》関係

第11章 連結法人の現物出資の場合の課税の特例

第68条の86《共同で現物出資をした場合の課税の特例》関係

第12章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例

第68条の88《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》関係

第1款 特殊の関係

第2款 比較対象取引

第3款 独立企業間価格の算定

第4款 利益分割法の適用

第5款 取引単位営業利益法の適用

第6款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適

用

第7款 申告調整等

第8款 国外移転所得金額の取扱い等

第13章 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例

第68条の89《連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例》関 📗 第68条の89《連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例》関

土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特

例》関係

第68条の84及び第68条の85《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内に ある土地等の交換等の場合等の課税の特例》関係

第11章 連結法人の現物出資の場合の課税の特例

第68条の86《共同で現物出資をした場合の課税の特例》関係

第12章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例

第68条の88《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》関係

第1款 特殊の関係

第2款 比較対象取引

第3款 独立企業間価格の算定

第4款 利益分割法の適用

第5款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適 用

第6款 申告調整等

第7款 国外移転所得金額の取扱い等

第13章 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例

係

第14章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

第68条の90~第68条の93《連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の 特例》関係

第15章 連結法人のその他の特例

第68条の94 (鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例) 関係

第68条の95 (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係

第68条の99 (社会保険診療報酬の所得計算の特例) 関係

第68条の102 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係

第68条の103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算 入等の特例》関係

第68条の103の3 《中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算 入の特例)関係

第68条の104及び第68条の105 《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関 係

第68条の108 《特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例》関係 第68条の109《連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率 の不適用)関係

係

第14章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

第68条の90~第68条の93《連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の 特例)関係

第15章 連結法人のその他の特例

第68条の94 《鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例》関係

第68条の95 (特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例) 関係

第68条の99《社会保険診療報酬の所得計算の特例》関係

第68条の102 (転廃業助成金等に係る課税の特例) 関係

第68条の103 (特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算 入等の特例》関係

第68条の103の2 《中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算 入の特例)関係

第68条の104及び第68条の105 (株式交換又は株式移転に係る課税の特例) 関

第68条の108《特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例》関係 第68条の109《連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率 の不適用)関係

第68条の10~第68条の36《共通事項》関係

後 改 正 改 正 前 (特定設備等の特別償却の計算) (特定設備等の特別償却の計算) **68の10~68の36**共 - 1 措置法第68条の10第 1 項、第68条の11第 1 項、第68条 **68の10~68の36共-1** 措置法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条 の12第1項、第68条の14第1項、第68条の15第1項から第3項まで、第68条 の12第1項、第68条の14第1項、第68条の15第1項から第3項まで、第68条

改 正 後	改 正 前
の16から <u>第68条の21まで、第68条の23から</u> 第68条の27まで、第68条の29 第68条の31から第68条の36まで	及び の16から第68条の27まで、第68条の29及び第68条の31から第68条の36まで
(特別償却等の適用を受けたものの意義)	(特別償却等の適用を受けたものの意義)
68の10~68の36共-2 連結法人が、その有する減価償却資産について、 法第68条の10第1項、第68条の11第1項、第68条の12第1項、第68条の 1項、第68条の15第1項、第68条の16から第68条の20まで、第68条の20 第1項、第68条の21、第68条の23から第68条の27まで及び第68条の29か 68条の36までの規定(同法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42 7第1項、第42条の10第1項、第42条の11第1項、第43条から第44条の で、第44条の3第1項、第44条の4及び第44条の6から第48条までの規	14第 法第68条の10第 1 項、第68条の11第 1 項、第68条の12第 1 項、第68条の14第 0 2 1 項、第68条の15第 1 項、第68条の16から第68条の20まで、第68条の20の 2 第 1 項、第68条の21から第68条の27まで及び第68条の29から第68条の36まで の規定(同法第42条の5第1項、第42条の6第1項、第42条の7第1項、第 2 ま 42条の10第1項、第42条の11第1項、第43条から第44条の2まで、第44条の
含む。)	
(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)	(適格合併等があった場合の特別償却等の適用)
68の10~68の36 共 - 4 措置法第68条の10から <u>第68条の21まで、第68条の</u> <u>ら</u> 第68条の27まで、第68条の29及び第68条の34から第68条の36まで	
(主) 1	注1
2	2

三 第68条の10《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

	改	正	後			改	正	前	
(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)				(中小連結)	去人であるかと	うかの判定の時期)			
68の10 - 1	連結法人が、	措置法第68条の10第2項に	:規定する「中小連結	法人」	68の10 - 1	連結法人が、	措置法第68条の10第1項	第4号又は第2項に規	記定す

に該当する連結法人であるかどうかは、その取得し、又は製作した機械その 他の減価償却資産を同条第1項かっこ書に規定する製造業、建設業その他政 令で定める事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

68の10 - 2 削除

68の10 - 3 削除

68の10 - 4 削 除

る「中小連結法人」に該当する連結法人であるかどうかは、その取得し、又は製作した機械その他の減価償却資産を同条第1項かっこ書に規定する製造業、建設業その他政令で定める事業(以下68の10-4までにおいて「対象事業」という。)の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(事業の判定)

68の10 - 2 措置法第68条の10第1項第4号に規定する連結法人の営む事業が 対象事業に該当するかどうかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分 類を基準として判定する。

注 措置法規則第22条の24の規定により対象事業に含まれる措置法規則第20条の2第1項第5号に規定する「サービス業」については、日本標準産業分類の「大分類H情報通信業」(通信業を除く。)、「小分類693駐車場業」「中分類72宿泊業」「大分類N医療、福祉」「大分類O教育、学習支援業」「中分類79協同組合(他に分類されないもの)」及び「大分類Qサービス業(他に分類されないもの)」(旅行業を除く。)に分類する事業が該当する。

(その他これらに類する事業に含まれないもの)

68の10 - 3 措置法規則第22条の24の規定により対象事業から除かれる措置法規則第20条の2第1項第2号かっこ書の料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブに類する事業には、例えば大衆酒場及びビヤホールのように、一般大衆が日常利用する飲食店は含まないものとする。

(対象事業とその他の事業とに共通して使用されるエネルギー需給構造改革推進設備等)

68の10 - 4 措置法第68条の10第1項第4号に規定する中小連結法人又は農業協同組合等が、対象事業とその他の事業とを営む場合において、その取得又は製作をした機械その他の減価償却資産をそれぞれの事業に共通して使用し

改	正	後	改	正	前
			用する。		したものとして同条の規定を適
68の10 - 6 <u>削</u> 除			の取得価額が200万円以 械その他の減価償却資産 額を計算する場合の法第	9条の40第 4 項に規定す 上であるかどうかを判 Eが法第81条の 3 第 1 項 E42条から第49条までの	は備寺の取待個額) 「る機械その他の減価償却資産 にする場合において、当該機 種の規定により同項の個別損金 の規定による圧縮記帳の適用を 会額に基づいてその判定を行う
(附属機器等の同時設置の意	義)		(附属機器等の同時設置の)意義)	
68の10 - 7 措置法第68条の	10第1項第2号及び	措置法令第39条の40第2項に	68の10 - 7 措置法第68条	その10第1項第2号及び	が措置法令第39条の40第3項に
規定する減価償却資産に係	る平成4年3月31日	付大蔵省告示第57号の別表	規定する減価償却資産に	係る平成4年3月31日	3付大蔵省告示第57号並びに措
			置法令第39条の40第4項	頁に係る平成4年3月3	11日付通商産業省告示第145号
			の別表		

四 第68条の11《中小連結法人が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係

改	Œ	後	改	正	前		
(連結事業年度の中途	において中小連結法人に該当	当しなくなった場合等の適用)	(連結事業年度の中途において中小連結法人に該当しなくなった場合等の適用)				
68の11 - 1			68Ø11 - 1				
措置	法規則第22条の24第1項		措置法規則第22条の24の2第1項				
注			注				

(農林業用の機械及び装置)

(取得価額の判定単位)

68の11 - 1の2 農業用又は林業用の減価償却資産が機械及び装置に該当する かどうかは個々の減価償却資産の属性に基づき判定するのであるが、措置法 第68条の11の規定の適用上、耐用年数省令別表第七(以下68の11-1の2に おいて「別表第七」という。) に掲げる減価償却資産のうち次の表に掲げる ものは機械及び装置に該当するものとする。

別表第七の種類 左のうち機械及び装置に該当するもの 電 動 機内燃機関、ボイラー及びポンプトラクター 全部 トラクター 本部 耕 立 ん 整 地 用 機具 財 土 造 成 改 良 用 機具 報 培 管 理 用 機具 類 収 穫 調 整 用 機具 翻力により作動するもの及びトラクターに装着し又はけん引させて作業をするもの 製 類 収 穫 調 整 用 機具		
電 動 機 内燃機関、ボイラー及びポンプトラクター ター 耕 う ん 整 地 用 機 具 耕 土 造 成 改 良 用 機 具 栽 培 管 理 用 機 具 防 除 用 機 具 預 収 穫 調 整 用 機 具 飼 料 作 物 収 穫 調 整 用 機 具 果樹、野菜又は花き収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具 で 情米又は精麦機を除く。) 農 産 物 処 理 加 工 用 機 具 (精米又は精麦機を除く。) 家 畜 飼 養 管 理 用 機 具 養 蚕 用 機 具 造 林 又 は 伐 木 用 機 具	別表第七の種類	左のうち機械及び装置
内燃機関、ボイラー及びポンプトラクター 全部 財力のを 地用機具 耕力の の 整 地 用機具 共機具 財力により作動するもの及びトラクターに装着し又はけん引きせて の 解析物収穫調整用機具 実樹、野菜又は花き収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具 農産物処理加工用機具(精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蛋用機具 造林又は伐木用機具		に 該 目 9 る も の
ト ラ ク タ ー 耕 う ん 整 地 用 機 具 耕 土 造 成 改 良 用 機 具 栽 培 管 理 用 機 具	電動機)
耕 う ん 整 地 用 機 具 耕 土 造 成 改 良 用 機 具 栽 培 管 理 用 機 具 穀 類 収 穫 調 整 用 機 具 飼料作物収穫調整用機具 果樹、野菜又は花き収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具 農 産 物 処 理 加 工 用 機 具 (精米又は精麦機を除く。) 家 畜 飼 養 管 理 用 機 具 造 林 又 は 伐 木 用 機 具	内燃機関、ボイラー及びポンプ	
耕土造成改良用機具 栽培管理用機具 防除用機具 穀類収穫調整用機具 飼料作物収穫調整用機具 果樹、野菜又は花き収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具 農産物処理加工用機具(精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具 造林又は伐木用機具	<u>ト ラ ク タ -</u>] —
栽培管理用機具 具 防除用機具 具 穀類収穫調整用機具 目標をするもの 飼料作物収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 動力により作動するもの及びトラクターに装着し又はけん引させて作業をするもの 作業をするもの 事力により作動するもの 動力により作動するもの 動力により作動するもの	耕 う ん 整 地 用 機 具]
防 用 機 具 穀類収穫調整用機具 額整用機具 飼料作物収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具 農産物処理加工用機具(精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具養 毎用機具 造林又は伐木用機具	耕土造成改良用機具	
防 除 用 機 具 根 具 穀 類 収 穫 調 整 用 機 具 付 物 収 穫 調 整 用 機 具 飼料作物 収 穫 調整用機具 子の他の農作物収穫調整用機具 農 産 物 処 理 加 工 用 機 具 (精米又は精麦機を除く。) 家 畜 飼 養 管 理 用 機 具 動力により作動するもの 動力により作動するもの	栽培管理用機具	 動力により作動するもの及びトラ
穀類 収 穫調 整 用 機 具	防除用機具	
制料作物収穫調整用機具 果樹、野菜又は花き収穫調整用機具 その他の農作物収穫調整用機具 農産物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具 造林又は伐木用機具	穀類 収穫調整用機具	
その他の農作物収穫調整用機具 農産物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具 造林又は伐木用機具	飼料作物収穫調整用機具	<u>TF乗をするもの</u>
農産物処理加工用機具 (精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具 造林又は伐木用機具	果樹、野菜又は花き収穫調整用機具	
(精米又は精麦機を除く。) 家畜飼養管理用機具 養蚕用機具 造林又は伐木用機具	その他の農作物収穫調整用機具	J
家 畜 飼 養 管 理 用 機 具 動力により作動するもの 養 蚕 用 機 具 重 林 又 は 伐 木 用 機 具	農産物処理加工用機具]
養 蚕 用 機 具 造 林 又 は 伐 木 用 機 具	(精米又は精麦機を除く。)	
造 林 又 は 伐 木 用 機 具	家畜飼養管理用機具	動力により作動するもの
	養 蚕 用 機 具	
	造林 又は伐木用機具	J
	その他の機具	精米機及び精麦機

(-MIGIMIK-973/C-1-12)		
68Ø11 - 2		
<u>120万円以上</u>		
(注) 世里注明則第22名の24第1項	120도띠시 -	

(新	設)

	(取	得	西額	頁の	判	定	単化	立	
--	---	---	---	----	----	---	---	----	---	--

BØ11 - 2	68Ø11 - 2				
<u>120万円以上</u>	<u>100万円以上</u>				
注 措置法規則第22条の24第1項120万円以上	注 措置法規則第22条の24の2第1項100万円以上				

	改	Œ	後	改	正	前		
(圧縮記帳	をした特定機械装置等の	D取得価額)		 (圧縮記帳をした特定機械装	置等の取得価額)			
68Ø11 - 3				68Ø11 - 3				
	<u>120万円以上</u>			100万円以上	<u> </u>			

五 第68条の12 (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

	改	正	後	改		正	前		
の適用) 68の12 - 1	手 度の中途において特 気		当しなくなった場合等 頭	(連結事業年度の中途において特定中小連結法人等に該当しなくなった場合等の適用) 68の12 - 1措置法規則第22条の25第1項又は <u>第4項</u>					
(連結事業年度の中途において大規模連結法人に該当しなくなった場合の適用) 68の12 - 4				(連結事業年度の中途において大規模連結法人に該当しなくなった場合の適用) 68の12 - 4措置法第68条の12第1項第3号(同項第3号に係るものに限る。)(同項第3号に係るものに限る。)(同項第3号に係るものに限る。)					
68Ø12 - 5			2号から第4号まで		措置法	第68条の12第 1 項第 2			
(特定事業の	とその他の事業とに共道	通して使用される事業	基盤強化設備)	(特定事業とその他	也の事業とに共通	して使用される事業基	盤強化設備)		

六 第68条の16 (特定設備等の特別償却) 関係

	改	正	後		改	正	前
-	対象となる特定設備等			_	対象となる特定設備等		
(1)	措置法令第39	条の46第10項		, ,		条の46第9項	
(特定設備等	を貸し付けた場合の不	適用)		(特定設備等	を貸し付けた場合の不済	適用)	
68Ø16(1) - 2				68Ø16(1) - 2			
	<u>措置法令第39条の</u> 4	46第11項			<u>措置法令第39条の</u> 4	46第10項	
(附属機器等	の同時設置の意義)			(附属機器等	の同時設置の意義)		
68Ø16(1) - 3	措置法令第39条の46	第1項及び <u>第8項</u>		68 の 16(1) - 3	措置法令第39条の46	第1項及び <u>第7項</u>	
(取得価額の	判定単位)			(取得価額の	判定単位)		
68Ø16(1) - 4				68の16(1) - 4			
同条第8]	<u>頃</u>			同条第71	<u>頁</u>		
(圧縮記帳を	した公害防止設備等の	取得価額)		(圧縮記帳を	した公害防止設備等の	取得価額)	

	改	正	後		改	正	前
68の16(1) - 5				68Ø16(1) - 5			
措置法令	第39条の46第8項			措置法令	·第39条の46第7項		
(中小連結法	人等以外の連結法人で	であるかどうかの判定の	の時期)	(中小連結法	大等以外の連結法ノ	しであるかどうかの	D判定の時期)
68Ø16(2) - 2				68の16(2) - 2			
措置法令	第39条の46第 3 項			措置法令	第39条の46第2項		
(新増設設備	の範囲)			(新増設設備	で範囲)		
68Ø16(2) - 3	措置法令第39条の46	5第3項	<u>同条第4項</u>	68の16(2) - 3	措置法令第39条の	D46第2項	<u>同条第3項</u>
<u>同条</u>	<u>第3項</u>	.同条第4項		同条	第 2 項	<u>同条第3項</u>	
(1)				(1)			
(2)				(2)			
注	措置法規則	第22条の29第3項及	び <u>第6項第2号</u> に規定				2項及び第5項第2号に規定
する要	件である措置法規則第	第20条の 6 第 3 項第 2 ⁻	号ロ及び第6項第2号	する要	件である <u>措置法規則</u>	川第20条の6第2Ⅰ	<u> </u>
<u> </u>				<u> </u>			
	又は沿海運輸業の意勢				又は沿海運輸業の意		
68 の 16(3) - 1	措置法令第39条の46	<u>5第7項</u>		68Ø16(3) - 1	措置法令第39条の	D46第 6 項	
注				注			
, <u> </u>							
(航空機の範	_			(航空機の範	_		
							_
	<u>措置法令第39条の</u>)46第9項かっこ書			<u>措置法令第39</u> 条	その46第8項かっこ	- <u>書</u>

七 第68条の20の2 (開発研究用設備の特別償却) 関係

改	正	後	ā	攵	正	前			
(専ら開発研究の用に供され 68の20の2-2 措置法令第3	•		_	(専ら開発研究の用に供されるもの) 68の20の2-2 措置法令第39条の49の2第1項					
(取得価額の判定単位) 68の20の2-3 措置法令第3	9条の50第1項			(取得価額の判定単位) 68の20の2-3 措置法令第39条の49の2第1項					
(圧縮記帳をした開発研究用 68の20の2-4 措置法令第3					R用設備の取得価額) >第39条の49の2第1項				

八 第68条の21 (事業革新設備の特別償却) 関係

改	正	後		改	正	前		
(特定認定事業者等であるかどうかの判定の時期)				(特定認定事業者等であるかどうかの判定の時期)				
68の21 - 1	68Ø21 - 1			68Ø21 - 1				
措置法令第				措置法令第	39条の50第1項各号.			

九 第68条の22 (特定余暇利用施設の特別償却) 関係

改	Œ	後				改	正	前
			(廃 止	Ŀ)		第68条の22 (特	特定余暇利用施設の特別	別償却》関係
			(廃 止	上)	(取得価額の	D判定単位)		
					<u>68の22 - 1</u>	措置法第68条の	22第1項に規定する特	定余暇利用施設(以下「特
					定余暇利戶	用施設」という。)) に係る措置法令第28	条の8第2項に規定する建

十 第68条の24 (商業施設等の特別償却) 関係

改	正	後	改 正 前
68の24 - 4 <u>削 除</u>			(圧縮記帳をした商業基盤施設の取得価額) 68の24 - 4 措置法令第39条の53第10項に規定する商業基盤施設の取得又は建 設に必要な資金の額が10億円以上であるかどうかを判定する場合において、
			当該商業基盤施設が法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるときは、その圧縮記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。
(床面積の意義) 68の24 - 12 措置法令第39条 令第2条第1項第3号に規		る床面積は、建築基準法施 ものとする。	(床面積の意義) 68の24 - 12 措置法令第39条の53第9項又は第19項に規定する床面積は、建築 基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積によるものとする。

十一 第68条の25 (製造過程管理高度化設備等の特別償却) 関係

改	正	後	改	正	前
第68条の25 (製造)	過程管理高度化設備 等	宇の特別償却 》関係	第68条の24の 2 《製	造過程管理高度化設備	情等の特別償却》関係
(特定認定事業者であるかと	うかの判定の時期)		(特定認定事業者であるかと	うかの判定の時期)	
	計置法第68条の25第2	項	<u>68の24の 2 - 1</u> 連結法人か	べ、措置法第68条の240	の 2 第 2 項

十二 第68条の26 (再商品化設備等の特別償却) 関係

改	正	後	改	正	前	
第68条の26	《再商品化設備等の特別	別償却》関係	第68条の25	《再商品化設備等の特	別償却》関係	

2.	Þ	正	後		改	Œ	前		
(貸付けの用に供	せしたものに該当し	ない資産の貸与)		(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)					
68の26 - 1 連結法人が、その取得等をした <u>措置法第68条の26第1項</u>					68の25 - 1 連結法人が、その取得等をした <u>措置法第68条の25第1項</u>				
(附属機器等の同	同時設置の意義)			(附属機器等	等の同時設置の	意義)			
68の26 - 2 措置	置法第68条の26第1	<u>項</u>		<u>68の25 - 2</u>	措置法第68条	の25第1項			

十三 第68条の26 (特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却) 関係

改	正	後			改 正 前
			(廃	止)	第68条の26 《特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却》関係
			(廃	止)	(事業の判定)
					68の26 - 1 連結法人の営む事業が措置法第68条の26第1項に規定する輸入関
					連事業(以下「輸入関連事業」という。)に該当するかどうかは、おおむね 日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。
			(ex	ıLs	(ナセフ事業でもい場合の第四)
			(廃	止)	(主たる事業でない場合の適用) 68の26 - 2 連結法人の営む事業が輸入関連事業に該当するかどうかは、当該
					連結法人が主たる事業としてその事業を営んでいるかどうかを問わないこと
					<u>に留意する。</u>
			(廃	止)	(工場用等の建物及びその附属設備の意義)
					68の26 - 3 措置法第68条の26第1項に規定する輸入関連事業用資産に係る措置法令第28条の13第3項第1号に規定する工場用の建物及びその附属設備に

は、次に掲げる建物及びその附属設備を含むことに取り扱う。

なお、同項第2号から第5号に規定する作業場用等の建物及びその附属設備についても同様とする。

- (1) 工場の構内にある守衛所、詰所、自転車置場、浴場その他これらに類す るもので工場用の建物としての耐用年数を適用するもの及びこれらの建物 の附属設備
- (2) 発電所又は変電所の用に供する建物及びこれらの建物の附属設備

(廃 止) 【工場用、作業場用等とその他の用に共用されている建物の判定】

- 68の26 4 一の建物が工場用、作業場用等とその他の用に共用されている場合には、原則としてその用途の異なるごとに区分し、工場用、作業場用等に供されている部分について措置法第68条の26第1項の規定を適用するのであるが、次の場合には、次によることに取り扱う。
 - (1) 工場用、作業場用等とその他の用に供されている部分を区分することが 困難である場合は、当該建物が主としていずれの用に供されているかによ り判定する。
 - (2) その他の用に供されている部分が極めて小部分である場合は、その全部 が工場用、作業場用等に供されているものとすることができる。

(廃 止) (圧縮記帳をした輸入関連事業用資産の取得価額)

68の26 - 5 措置法令第39条の55第1項に規定する一の生産等設備を構成する 減価償却資産の取得価額の合計額が3500万円(当該一の生産等設備が製造 業の用に供されるものである場合には、1億円)以上であるかどうかを判定 する場合において、その一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに法 第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条 から第49条までの規定による圧縮記帳を受けたものがあるときは、その圧縮 記帳後の金額に基づいてその判定を行うものとする。

改	正	後	改 正 前
		(廃止)	(取得価額の合計額が10億円を超えるかどうか等の判定) 68の26 - 6 措置法第68条の26第1項の適用上、輸入関連事業用資産で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が10億円を超えるかどうかは、その新設に係る事業計画ごとに判定する。 措置法令第39条の55第1項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が3500万円(当該一の生産等設備が製造業の用に供されるものである場合には、1億円)以上であるかどうかの判定についても同様とする。
		(廃止)	68の26 - 7 一の生産等設備を構成する輸入関連事業用資産でその取得価額の合計額が10億円を超えるものを2以上の連結事業年度(それらの事業年度のうちに連結事業年度に該当しない事業年度がある場合には、当該事業年度)において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて10億円を超えることとなる連結事業年度(以下68の26 - 7において「超過連結事業年度」という。)における措置法第68条の26第1項の規定による特別償却限度額の計算の基礎となる個々の輸入関連事業用資産の取得価額は、次の算式によるものとする。
			超過連結事業年度前の各 連結事業年度(注1)にお 10億円 - いて事業の用に供した輸 入関連事業用資産の取得 価額の合計額(注2) 送1 その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度

7

とする。以下注書2において同じ。

2 超過連結事業年度前の各連結事業年度において事業の用に供した個々 の輸入関連事業用資産については、その取得価額の調整は行わないこ とに留意する。

十四 第68条の27 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係

改	正	後		改	正	前		
(一の生産等設備の取得価額	基準の判定)		(-0	(一の生産等設備の取得価額基準の判定)				
68Ø27 - 3			68 <i>0</i> 2	27 - 3				
2 500万円又	7は1,000万円を超え	るかどうかについては		<u>2_800万円</u> 又は1_000万円 <u>若しくは2_500万円</u> を超えるかどう				
			かり	こついては				
(圧縮記帳をした減価償却資	帝の取得価額 \		(E4	宿記帳をした減価償却	姿みの取得体質)			
	•							
68Ø27 - 4	•••••		6802	27 - 4				
2 500万円又	くは1,000万円を超え	るかどうかを判定するときに		2 800万円	3又は1,000万円 <u>若しく</u>	は2 500万円を超えるかどう		
			かっ	を判定するときは				
注	•••		注					
(工場用等の建物及びその附	属設備の意義)		(I;	易用等の建物及びその	附属設備の意義)			
68Ø27 - 8			68 <i>ග</i> 2	27 - 8				
工業用機械等に係る措置	法令第28条の13第9	項、第11項及び第12項	-	工業用機械等に係る <u>措</u>	置法令第28条の14第41	項、第11項、第13項及び第14		
			<u>項</u> .					
(1)			(1)					
(2)			(2)					
注			注					

	改	正	後		改	正	前		
(取得価額の合計額が10億円等を超えるかどうかの判定)					(取得価額の合計額が10億円等を超えるかどうかの判定)				
68の27 - 11			68Ø27 - 11						
	2 <u>500万円</u> 又は1 ,0	00万円を超えるかどう	かの判定についても		<u>2 800万円</u> 又は1	,000万円 <u>若しく</u>	<u>くは2_500万円</u> を超えるかどう		
同様とする	•			かの判定に	こついても同様とする。	•			

十五 第68条の29 (医療用機器等の特別償却) 関係

	改	正	後	改	正	前		
(療養病床等	等に入院する患者のため	- りの施設の用とその)他の用に共用されている	(療養病床等に入院する患者のための施設の用とその他の用に共用されている				
建物の判定	等)			建物の判定等)				
68の29 - 7				68の29 - 7				
	<u>措置法令第28条の</u>)14第 5 項			第28条の15第 5 項			
(注)				注				

十六 第68条の32 (農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却) 関係

	改	正	後		改	正	前
(事業の判定)				(事業の判定)		
68の32 - 1 連	結法人の営む事業が	措置法第68条の3	32第1項各号に規定する農	68の32 - 1	連結法人の営	む事業が措置法第68条の	32第1項各号に規定する農
業 <u>又は</u> 素材生	産業に該当するかど	うかは、おおむ	ね日本標準産業分類(総務	業、素材生	産業 <u>又は林業</u>	に該当するかどうかは、	おおむね日本標準産業分類
省)の分類を	基準として判定する	0		(総務省)の)分類を基準と	して判定する。	
(総収入金額)				(総収入金額)		

68の32 - 4 措置法令第39条の61第11項	68の32 - 4 措置法令第39条の61第13項
/ 田ウ次在7 は左座紅光の鎮海に及る順入 4話へ	(中令次立口は左左打光の資本に及え順) 全語)
(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)	(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)
68の32 - 6 <u>措置法令第39条の61第11項</u>	68の32 - 6 <u>措置法令第39条の61第13項</u>
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(4)	(4)
(5)	(5)
(6)	(6)
注1	注 1
2	2
(素材生産業に係る収入金額に含まれるものの例示)	(素材生産業に係る収入金額に含まれるものの例示)
68の32 - 7 <u>措置法令第39条の61第11項</u>	68の32 - 7 <u>措置法令第39条の61第13項</u>
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(4)	(4)
(5)	(5)
注	注
(国の内外にわたって素材生産業を営む場合)	(国の内外にわたって素材生産業を営む場合)
68Ø32 - 8	68Ø32 - 8
<u>措置法令第39条の61第11項</u>	<u>措置法令第39条の61第13項</u>
注1	注 1
2	